LINE ヤフー Partner Program Sales Partner 認定規約

Sales Partner 認定規約(以下「本規約」といいます。)は、LINE ヤフー株式会社(以下「当社」といいます。)と当社の広告商材を取り扱う代理店(以下「本代理店」といいます。)との間の契約関係を定めるものです。

第1条(本契約の成立及び Sales Partner の認定)

- 1. 当社が別途定める Sales Partner (以下「Sales Partner」といいます。) になることを 希望する本代理店は、本規約に同意のうえ、当社に対し、当社所定の方法で申し込むも のとします。
- 2. 当社は、前項の申込がなされたとき、これを承諾するか否か決するものとし、当社所定 の方法で本代理店に通知するものとします。当社がこれを承諾したとき、本代理店は Sales Partner に認定されるとともに、当社と本代理店との間に本規約を内容とする契約(以下「本契約」といいます。)が成立するものとします。
- 3. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があると判断した場合、本契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本代理店が別途定める Sales Partner に係る基準に適合しないとき。
 - (2) 本代理店が当社と締結している契約に違反したとき。
 - (3) 本代理店が当社の信用を毀損するおそれがあるとき。
 - (4) その他本契約の締結が適当でないとき。
- 4. 本代理店は、第1項の申込時に記載した事項又は当社に通知した事項に変更がある場合には、当社に対し、速やかに変更後の内容を当社所定の方法で通知するものとします。

第2条(本規約の変更)

当社は、必要に応じ、法令に基づき周知することにより、本規約を変更することがあります。 この場合、当社は、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当社ウェブサイトに表示し、 又は当社が定める方法により本代理店に通知することで周知します。変更後の本規約は、効 力発生日から効力を生じるものとします。

第3条(各認定制度に基づく認定)

1. 当社は、当社所定の期日までに、当社所定の基準を充たす本代理店に対し、次の各号に 掲げる認定制度に係る認定(第 1 号又は第 2 号に係る認定の場合には、「Premier」、 「Select」又は「Certified」の別も含みます。また、第 4 号に係る認定の場合には、 「Yahoo!広告検索広告」、「Yahoo!広告ディスプレイ広告(運用型)」又は「LINE 広告」 の別も含みます。なお、これらの名称を変更した場合には当該名称に読み替えるものと します。以下同じ。)を当社所定の方法で本代理店に通知することによって行うものと します。

- (1) 認定パートナー
- (2) Store Promotion Partner
- (3) Ads Operation Badge
- (4) Ads Policy Badge
- 2. 前項の認定の有効期間は、前項に定める通知をした日にかかわらず、認定制度に応じて、 次の各号に掲げる期間とします。
 - (1) 認定パートナー、Ads Operation Badge 及びAds Policy Badge
 - ・ 上期を対象に認定する場合 当該通知をした日が属する年の4月1日から同年9月末日まで
 - ・ 下期を対象に認定する場合 当該通知をした日が属する年の10月1日から翌年3月末日まで
 - (2) Store Promotion Partner

当該通知をした日が属する年の4月1日から翌年3月末日までなお、いずれにおいても、第8条第2項の定めに基づいて本契約の有効期間を自動更新した場合であっても当該認定に係る有効期間の終期は延長しないものとし、当社は、当社所定の期日までに、本代理店を当該認定制度に基づいて再度認定するか否か(認定する場合にはその種別も併せて)決したうえで当社所定の方法で本代理店に通知するものとします。このとき、本項第1文に定める「前項に定める通知をした日」は、「本項第2文に定める通知をした日」に読み替えるものとします。

第4条(特典)

- 1. 本代理店は、当社からの別途の申込に承諾することにより、当社所定のサービスの利用 代金の多寡に応じた報酬を受領できること等を内容とする契約を締結することができ ます。ただし、当社からの申込の有無、頻度並びに報酬の条件及び内容については当社 の裁量により決することができるものとします。なお、本項の定めが適用される本代理 店は、認定制度に応じて、次の各号に掲げる者に限ります。
 - (1) 認定パートナー
 Premier に属する本代理店又は別途定める条件を満たした Select に属する本代
 理店
 - (2) Store Promotion Partner 及びAds Operation Badge 全ての本代理店
- 2. 当社は、本代理店に対し、当社が提供するサービス等に係る情報(当社所定のものに限ります。)を、一般公開に先んじて開示するよう努めるものとします。ただし、開示の時期並びに開示する情報の有無及び内容は当社の裁量により決するものとします。なお、当該情報は、第7条第1項に定める秘密情報に当たるものとします。また、本項の定め

が適用される本代理店は、認定制度に応じて、次の各号に掲げる者に限ります。

- (1) 認定パートナー Premier に属する本代理店
- (2) Store Promotion PartnerPremier 又は Select に属する本代理店
- 3. 当社は、本代理店に対し、当社所定のサービス又は機能の β 版を別途定める利用条件に 従って利用できる権利を付与するよう努めるものとします。なお、本項の定めが適用さ れる本代理店は、認定制度に応じて、次の各号に掲げる者に限ります。
 - (1) 認定パートナーPremier に属する本代理店
 - (2) Store Promotion PartnerPremier 又は Select に属する本代理店
- 4. 当社は、本代理店に対し、本代理店が認定された認定制度(種別を含みます。)に係るロゴを本契約に定める条件に従って使用する権利を付与するものとします。
- 5. 当社は、本代理店の名称及びロゴを、当社所定の箇所(公式ウェブサイト等)に掲載できるものとします。本代理店が当該掲載を拒む場合、別途定める期日までに、当社に対し、書面(電子メールを含みます。以下同じ。)で通知するものとします。

第5条(ロゴ等の使用)

- 1. 本代理店は、第4条第4項に掲げる種別の名称又はロゴを、当社所定のサービスに関する営業活動(広告主と当社との間に当該サービスの利用に係る契約が成立するよう広告主に案内することを含みます。)以外の目的で使用してはならないものとします。ただし、当社が書面によって事前に承認した場合を除きます。
- 2. 当社は、Sales Partner の制度又は種別の名称及びロゴに変更があった場合、本代理店に対し、当社所定の方法で通知するものとします。このとき、本代理店は、速やかに使用する Sales Partner の制度又は種別の名称及びロゴを変更するものとします。

第6条(遵守事項)

- 1. 本代理店は、本契約の履行に関し、一切の法令を遵守するものとします。
- 2. 本代理店は、本契約によって当社を代理する権限を一切有しないことを確認するとともに、第三者に対し、これに反する表示をしてはならないものとします。
- 3. 本代理店は、第三者に対し、本契約で明示されているもの以外の事項について、当社から権利、保証等を得ているような誤認を与えてはならないものとします。

第7条(秘密保持)

1. 本代理店は、本契約を通じて当社から秘密である旨明示されて開示された情報(以下「秘

密情報」といいます。)を本契約終了後3年経過するまで秘密として保持するものとし、 当社の書面による事前の承諾がない限り、本契約の履行以外の目的で使用してはならず、 第三者に開示し、提供し、又は漏えいしてはならないものとします。

- 2. 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に当たらないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に本代理店が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず本代理店が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に本代理店の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- 3. 本代理店は、当社から開示を受けた秘密情報を、本契約の履行のために必要な範囲に限り、本代理店の役員及び従業員並びに弁護士、税理士等の職務上守秘義務を負う第三者対し、開示することができるものとします。このとき、本代理店は、当該第三者に対し、本契約によって自身が負うものと同等の秘密保持義務を課さなければならず、また、当該第三者による秘密情報の取扱について、当社に対し、一切の責任を負うものとします。

第8条(有効期間)

- 1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日にかかわらず、本契約の締結日の直前の4月1日 から翌年3月末日までとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、いずれかの当事者より期間満了 日をもって本契約を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本契約は自動的に 1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第9条(解除)

- 1. 当社及び本代理店は、1 か月前までの相手方に対する書面による通知をもって本契約を 解除することができるものとします。
- 2. 当社は、第1条第3項各号に掲げる事由があると判断したとき、本代理店に対する書面による通知をもって本契約を解除することができるものとします。
- 3. 当社及び本代理店は、相手方が次の各号のいずれかに該当するとき、何らの催告なしに、 本契約を解除することができるものとします。
- (1) 本契約に違反し、その是正を催告しても当該違反が10営業日以内に是正されない場合 又は是正される見込みがないとき。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき。
- (3) 監督官庁により本契約の履行に関する営業停止、営業免許の取消等の処分を受けたとき。
- (4) 合併によらない解散の事由又は清算の開始原因が生じたとき。

(5) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、又はそのおそれがある相当の事由が生じ、本 契約に基づく債務の履行が困難となるおそれがあると認められる相当の事由があると き。

第10条(反社会的勢力の排除)

- 1. 当社及び本代理店は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、 代理人又は媒介者(以下、総称して「関係者」といいます。)が、本契約の締結日現在及 び将来において次のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。)
 - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。)
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり(資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限りません。)を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
- 2. 当社及び本代理店は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動(自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。)をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の 業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
- 3. 当社及び本代理店は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。
- 4. 当社及び本代理店は、前項の定めにより本契約を解除した場合、かかる解除によって相 手方に生じた損害、損失及び費用(名称の如何を問いません。)を補償する責任を負わ ないものとします。

第11条(譲渡禁止)

本代理店は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとし

ます。

第12条(準拠法)

本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法に準拠するものとします。

第13条(合意管轄)

本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年4月1日 制定

2024 年 4 月 26 日 「認定パートナー規約」から名称変更のうえで改定 2024 年 10 月 1 日 「セールスパートナー認定規約」から名称変更のうえで改定